

令和4年度第2回

# 国民健康保険運営協議会

令和5年1月19日

東久留米市

令和4年度第2回国民健康保険運営協議会

令和5年1月19日午後5時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

次 第

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

(1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

(2) 条例及び規則の改正について

(その他)

---

出席委員（8名）

会 長 古 井 祐 司

会長職務代理 齋 藤 昇 司

委 員 山 崎 紀 子

委 員 熊 野 雄 一

委 員 西 尾 龍 太

委 員 中 島 春 江

委 員 西 村 より子

委 員 橋 豊 子

欠席委員（2名）

委 員 北 村 晃

委 員 成 田 直 人

---

説明者（7名）

市 長 富 田 竜 馬

福祉保健部長 浦 山 和 人

福祉保健部  
保険年金課長 中 谷 義 昭

市民部  
納税課長 保 木 本 健 一

福祉保健部  
健康課長 佐 川 公 行

保険年金課  
国民健康保険  
係 長 伊 藤 貴 寛

保険年金課  
主 査 小 方 達 郎

---

◎開会及び開議の宣告

○会長 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

これより、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

まず、本日は、議題に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 皆様、改めましてこんばんは。保険年金課長の中谷でございます。よろしくお願いいたします。

前回、8月の開催につきましては、書面開催とさせていただきましたこと、改めておわびと感謝のほう申し上げます。本当にありがとうございました。まだまだ新型コロナウイルス感染拡大につきましては予断を許さない状況でございますので、我々は当然ですが、委員の皆様におかれましても、体調管理にはお気をつけなさいますようお願い申し上げます。

改めてではございますが、第1回の運営協議会より事務局のほうで人事異動がございましたので、事務局のほうから簡単に自己紹介をさせていただきたいと存じます。

また、今協議会に当たりましては、議事録を作成するに当たりまして録音をさせていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

○福祉保健部長 福祉保健部長の浦山でございます。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 改めまして、保険年金課長の中谷でございます。よろしくお願いいたします。

○健康課長 健康課長の佐川でございます。よろしくお願いいたします。

○納税課長 納税課長の保木本と申します。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険係長 国民健康保険係長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課主査 保険年金課国保税担当主査の小方と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 以上をもちまして、事務局のお知らせとさせていただきます。お時間いただきましてありがとうございます。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、改めまして協議会のほう進めたいと存じます。

初めに、本日の出欠の委員のご確認ですけれども、本日、北村委員、それから成田委員がご欠席ですけれども、国保運営協議会規則第7条によりまして、定足数に達しておりますので、会議は成立しています。

また、市のほうより、市長、関係部課長及び担当係長が出席されております。

---

◎会議録署名委員の指名

○会長 それでは、本日の会議録署名委員をご指名申し上げます。

本日は、山崎委員、西尾委員、橋委員のお三方をお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、本協議会での会議録、それから資料の取扱いについてお諮りいたします。

原則として、会議録、資料は公開することとなります。ただし、審議内容によって、東久留米市議会

での決議に関わる内容を含むこともございます。その場合、当該内容の議決後に同協議会の会議録及び資料を公開するものいたします。あわせて、傍聴の方への資料提供の取扱いについてですが、東久留米市議会にて審議が必要な内容を含む場合、協議会終了後に回収させていただくものいたします。

なお、会議録については、氏名の記載は行わず、役職名での表記となりますので、ご了承をお願いいたします。

これらにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

---

#### ◎議事進行の確認

○会長 本日は、諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」のほかに、1件議題を予定しています。おおむね午後7時までに審議終了させていただきたいと存じますので、ご協力をお願いいたします。

---

#### ◎傍聴者の確認

○会長 本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○保険年金課長 傍聴希望の方は今のところおりませんが、遅れて来られた際には、傍聴を許可させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、傍聴希望の方の協議会中での入室については、事務局で適宜対応をお願いしたいと存じます。

---

#### ◎配付資料の確認

○会長 まずは、事務局より配付資料のご確認をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

会議開催に先立ちまして、皆様に事前配付させていただきました資料を確認させていただきます。また、数点資料の差し替え等あったことを、この場をお借りしておわび申し上げます。

まず、資料1といたしまして「国民健康保険税・税率等改定」という資料、続きまして、右上に別添1となっております「令和5年度財源不足額の見込み」、続きまして、別添2でございます「令和5年度税制改正等に伴う影響試算」、続きまして、別添3でございます「令和5年度国保税改定試算表」、続きまして、別添4でございます、横長となっておりますが、「令和5年度国保税所得階層別試算表」、続きまして、別添5でございます「国保税額計算例」、そして最後に、上に「【参考】令和5年度確定係数による算定について(前年度比較)」という資料となります。

また、資料2-1としまして「東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、資料2-2「東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則」でございます。

以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

もし何かありましたら、またお手を挙げていただいたり、ご発言いただければと思います。

皆さまも、不明瞭なことがあれば、途中でも声を上げていただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

---

◎市長挨拶

○会長 初めに、市長よりご挨拶をお受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長 ただいま会長からお許しを頂きましたので、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

改めまして、皆さん、こんばんは。東久留米市長の富田でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症が再拡大している状況の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本協議会は、皆様ご存じのとおり、国保税の在り方をはじめ、予算、保険事業など様々な事項についてご議論いただく場でございます。皆様におかれましては、専門的な立場から、また被保険者の立場から、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いに存じます。

現在、市では、令和5年度の予算編成作業を進めております。国民健康保険特別会計におきましては、増大する医療費と少子高齢化等の影響で、大変厳しい財政運営を強いられております。不足する国保の赤字分は、毎年一般会計から補填しておりますが、その一般会計におきましても、財政調整基金を投入するなど、厳しい状況が続いているというのが実態でございます。

一方、平成30年度の国民健康保険制度改革により、国の財政支援を強化し、医療費は東京都の負担となり、市は東京都に納付金を納めることとなり、加えて、国民健康保険特別会計での赤字を一般会計からの繰入金で運営している保険者につきましては、財政健全化計画、いわゆる赤字削減・解消計画を策定し、赤字解消を求めるということになりました。

国民健康保険制度は、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えておりますが、制度運営について不断の努力を行い、国保制度を持続可能なものへとしていくため、今後本協議会でも、これらを踏まえたご審議をお願いすることとなるかと存じますが、委員の皆様におかれましては、引き続き国民健康保険事業運営に当たり、ご支援等賜りますようお願いを申し上げます。

本日は国民健康保険税、そして税率等改定の諮問事項につきましてご審議をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、資料につきまして差し替え等ございまして、私からもおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○会長 市長、ありがとうございました。

---

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

○会長 それでは、次第1、議題（1）諮問事項に移らせていただきます。

初めに、市長より諮問をお受けしたいと存じます。

○市長 東久留米市国民健康保険運営協議会会長、古井祐司殿。

東久留米市長、富田竜馬。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について。

標記のことについて、東久留米市国民健康保険運営協議会規則第2条第3項の規定により、下記のとおり諮問します。

記。

1、諮問事項、（1）国民健康保険税・税率等改定について。

2、答申期限、令和5年1月26日、木曜日まで。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

市長より諮問を受けましたので、これより審議に入りたいと存じます。

なお、市長におかれましては、このあと公務がございますので、ここでご退席をいただきます。ありがとうございました。

○市長 どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼します。

○会長 それでは、事務局より諮問事項の「国民健康保険税・税率等改定」について、まず内容のご説明をお願いいたします。

○福祉保健部長 では、福祉保健部長の浦山のほうから、まずは説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1「国民健康保険税・税率等改定」についてご説明をさせていただきます。ご用意いたします。

ご案内のとおり、国民健康保険は、「国民皆保険制度の最後の砦」として社会保障の根幹を担っており、将来にわたり安定的に制度を運営することが求められております。しかしながら、本市のみならず、市町村の国民健康保険の財政状況は、一様に苦しい運営を強いられております。それは、市町村国民健康保険が、年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低い、所得に占める保険税負担が重い、保険税納率が低いなどといった構造的な問題を抱えていることに起因すると言われております。

こうした問題を解決するため、平成30年度から多額の国の公費が投入され、都道府県がともに保険者となり、財政運営の責任主体となるなどの大改革が行われております。昨年より、団塊の世代の方々が後期高齢者へ移行をされ始めたことも含め、今後も医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の増加は必須であり、国民健康保険制度運営は困難な状況が続くものと見込まれております。引き続き制度運営に不断の努力を行い、持続可能なものとしていくことが必要と考えております。

区市町村では、現在一般会計からの多額の繰入れを行っている状況にあり、本市の令和3年度決算におきましても、3億8,000万円を一般会計より繰り入れることにより、財源を補填し収支を保っておりますが、国は、令和2年度の保険者努力支援制度の評価項目から、初めて加減算の仕組みを導入し、国保財政の健全化のため、早期の赤字解消を求めてきている状況もございます。

原則としては、これらを踏まえ、国保制度改正への適切な対応と財源不足額の確保を目的とした国保税税率等の改定について検討し、国保財政の健全化を図る必要があると考えているところです。

しかし、現段階においても、新型コロナウイルス感染症についてはいまだ収束の見込みが立たず、予断を許さない状況です。加えて、ウクライナ情勢の長期化などによる原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇といった、新たな市民生活に影響を及ぼす特殊な要因が生じている状況にもあります。

本日ご審議いただきます税率等改定につきましては、このような特殊な状況において、短期・中長期

双方向の総合的な視点から検討した上で、次の理由によりお示しするものでございます。

まず、資料1、1ページ目の下段より、1、財源不足についてでございます。

平成30年度から、国民健康保険事業納付金・交付金制度がスタートし、給付に必要な費用は、一部を除き全額東京都から都内の区市町村に交付金として支払われております。一方で、区市町村は、交付金に要する費用に充てるため、東京都が区市町村と合意した一定の算定方法に基づき、算定した納付金を東京都に納めることになっております。令和5年度分として東京都より示された納付金額、標準保険料率を基本に、東久留米市の国民健康保険税について試算を行っております。

初めに、右上に別添1と書かれております資料をご覧くださいと思います。

上段の医療分につきましては、令和5年度国民健康保険事業費納付金の金額が、激変緩和措置等を加味して約25億7,804万円となっており、国保税収の見込みなどを勘案した結果、約6億3,257万円の財源不足が見込まれております。

中段の後期高齢者支援金等につきましては、令和5年度の国民健康保険事業納付金の額が、激変緩和措置等を加味して約8億5,205万円となっており、国保税収の見込み等を勘案した結果、約1億2,016万円の財源不足が見込まれております。

下段、介護納付金につきましては、令和5年度の国民健康保険事業納付金の金額が、激変緩和措置等を加味して約3億3,269万円となっており、国保税収の見込み等を勘案した結果、約4,535万円の財源不足が見込まれております。

したがって、医療分、後期支援分、介護分を合わせますと、一番下にございますとおり、約7億9,800万円の財源不足が見込まれている状況でございます。

資料1の2ページ目に戻っていただきまして、下段の2、令和5年度税制改正等についてをご覧くださいと思います。

令和5年度税制改正等におきましては、課税限度額は、後期支援分が2万円引き上げられ22万円となり、引上げが見送られた医療分、介護分と合わせて、合計104万円とする予定となっております。また、軽減判定所得の見直しにつきましては、被保険者1人当たりの加算額を、5割軽減については28万5,000円から29万円に、2割軽減については52万円から53万5,000円に改定し、基準を引き上げる予定となっております。これらにつきましては、令和5年3月に地方税法等の改正が予定されております。

詳細につきましては、後ほど担当よりご説明をさせていただきますが、以上の点を踏まえまして、令和5年度国保運営に当たっての改定額について、次のように提案をさせていただきます。

医療分、後期支援分、介護分の財源不足は約7億9,800万円と見込まれており、財源不足については、国保税を改定して対応することが本来ではありますが、その全てを賦課すると、被保険者の皆様に対して急激な負担増となることが想定されます。国保財政健全化のためには、将来の東京都内統一保険料を見据え、令和元年度に数値及び解消期限を入れた国保財政健全化計画どおり、毎年度計画的かつ段階的に決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を削減していくことが妥当と考えますが、例年ない物価高の影響を十分勘案し、市として激変緩和のため、国民健康保険事業運営基金を活用しながら、令和5年度については、地方税法等の改正に則した、医療分、後期支援分、介護分を合わせて、総額約380万円の増額改定にとどめる案をご提案させていただくこととさせていただきます。

その他の財源不足につきましては、インセンティブ等の獲得を約1億9,400万円と見込むほか、国保

税負担軽減のためとして、その他一般会計繰入金から約4億5,520万円、国民健康保険事業運営基金から1億4,500万円を補填することなどで対応したいと考えております。

この結果、1人当たりの平均で約139円の増額が見込まれております。また、今回の改定案に基づくその他一般会計繰入額は、国保税負担抑制以外の部分を合わせまして約5億8,900万円となり、前年度と比較して約3,700万円の減となっております。

先ほどもご説明いたしました、国民健康保険は、加入者に高齢者が多いことや低所得者層が多いことなど、構造的な課題を抱え、財政運営は厳しい状況でございます。今後も、1人当たりの医療費の増加が見込まれる中、令和5年度に限り、検討事項を踏まえた案を実施するとともに、決算補填等の目的の法定外一般会計繰入れの削減については、東久留米市国保財政健全化計画に基づき、中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、将来にわたり国民健康保険制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、財政運営の責任主体である東京都とともに、安定的な事業運営を進めていきたいと考えております。

被保険者の皆様には、コロナ禍にあっても一定のご負担をお願いすることになりますが、広報やホームページを通じての周知のほか、窓口での丁寧な説明を通じて、被保険者の方々のご理解を得るよう努めてまいります。

担当より試算について詳しく説明させていただきますが、国民健康保険運営協議会の皆様方の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げ、まずは私からのご説明とさせていただきます。

○保険年金課長 引き続きまして、私のほうから、ご用意させていただいた資料の説明をさせていただきます。

別添の資料の説明に入ります前に、東京都から示されました確定係数による国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について、ご報告させていただきます。

年末に国が示す係数を基に、東京都が翌年度の東京都全体の被保険者数、医療給付費等を見積もった上で、東久留米市は幾ら納付金を納めるか、その納付金額に見合う標準保険料率という数字を示します。国の係数は、まず10月頃に仮係数が示されまして、その後精査した上で、年末に確定係数が示されております。令和5年度につきましては、年末に国より確定係数が示された後、東京都が納付金額を算定の上、1月10日に市へ示されております。

今回東京都が示した納付金額につきまして、市では、翌年度の予算に計上し支払う必要がございますが、被保険者数の減少や1人当たりの給付費等の伸びが想定され、同じ国民健康保険税率で計上いたしますと、多額な不足額が見込まれることとなります。市では、毎年翌年度に必要な額を算定し、運営協議会でご審議をいただいております。

まず、資料番号はございませんが、左上に「【参考】令和5年度確定係数による算定について（前年度比較）」と書かれている資料をご覧くださいと存じます。一番最後になります。

1段目の前年度の「R4算定（確定係数）との比較」でございます。

前年度と比較いたしまして、被保険者数は8万1,000人の減、率にして3.0%の減となっております。次に、給付費の総額でございますが、こちらは、対前年度比471億円の増の8,336億円、率にして6%の増となっております。1人当たり給付費等は、32万1,533円、2万7,360円の増、率にして9.3%の増でございます。1つ飛ばしまして、1人当たりの納付金額を見ますと20万3,623円、対前年度比1万4,255

円の増、率にして7.5%の増となっております。

2段目の「納付金総額のR4年算定（確定係数）との比較」は、東京都全体での令和4年度と令和5年度の確定係数で、納付金総額を比較した図となります。左側が令和4年度、右側が今回の確定係数による令和5年度のものとなります。

3段目は、「R4算定と比較したR5年度の確定係数による1人当たり納付金額増加（14,255円）の要因」となっております。

続きまして、一番下の欄、保険料算定結果のほうをご覧ください。

令和4年度確定係数と比較いたしますと、東京都全体では、伸び率8.3%、額にして1万3,814円の増、保険料額は18万856円となっております。

この確定係数による算定の結果、東久留米市の令和5年度の1人当たり保険料額は17万427円となっております。令和4年度の1人当たりの保険料額は15万9,703円でしたので、1万724円の増額となっております。

それでは、別添2「令和5年度税制改正に伴う影響試算」のほうをご覧ください。

課税限度額の見直しと低所得者に係る保険税軽減の見直しについて、当市の実情に照らし合わせてみた際の影響試算になります。試算は、試算時点の状況に基づき、加入期間や世帯数、所得等の変動要因を一切考慮せず行っております。

まず、「1. 課税限度額の見直しに伴う影響」につきまして、右側の3つの枠の部分をご覧ください。

2つ目の後期支援分につきまして、先ほどもございましたが、20万円から22万円に2万円の引上げがされる予定となっております。1つ目の医療分と3つ目の介護分は今回引上げが見送られる予定となっております。その結果、医療分、後期支援分、介護分を合わせた課税限度額は、102万円から104万円となる予定となっております。

続きまして、左側の表の網かけの部分をご覧ください。今回の引上げ対象となっている後期支援分におきましては、限度超過世帯数及び超過割合が減少しております。また、見直しによって、後期支援分が約665万円、調定額が増加する見込みとなっております。

次に「2. 低所得者に係る保険税軽減の拡充に伴う影響」でございます。枠内の説明の欄をご覧ください。

下線が引かれた部分が今回の改正となりますが、5割軽減の28万5,000円の部分が29万円に、2割軽減の52万円の部分が53万5,000円に改められます。5割軽減と2割軽減につきましては、物価上昇の影響で従来の軽減対象者がその対象から外れてしまわないように、経済動向を踏まえて引き上げる慣例がございまして、近年の景気動向を鑑み引き上げることとなったということでございます。これは、令和2年度以来、3年ぶりの引き上げとなります。

続いて、その下の表をご覧ください。

医療分、後期支援分、介護分ともに、5割と2割軽減の部分の世帯数が、改正後において、基準額の見直しによってその対象が広がることを受けまして、若干増加することとなります。これに伴いまして、それぞれ約190万円、75万円、20万円と、合計で約285万円の調定額の減少が見込まれております。

なお、この軽減の見直しに伴う調定額の減少分につきましては、東京都から4分の3、市の一般会計から4分の1の補填があるため、国保会計上は影響ございません。

次に、別添3「令和5年度国保税改定試算表」のほうをご覧ください。今回の国保税改定試算の総括表に当たるものでございます。

改定案の内容でございますが、医療分、後期支援分、介護分、それぞれ所得割率、均等割額ともに改定はなし、課税限度額を中段の後期支援分のみ2万円引き上げて22万円となります。この結果、全体の改定額は、この資料の一番下の網かけ部分になりますが、371万1,100円となりまして、1人当たりの改定額は139円の増となります。また、応能応益割合は55.5対44.5となっております。

続きまして、別添4「令和5年度国保税所得階層別試算表」について、ご説明させていただきます。

まず、左端の賦課標準階層をご覧ください。この階層につきましては、旧ただし書き所得額を示しております。旧ただし書き所得とは、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を控除した、いわゆる総所得金額からさらに基礎控除額を引いたものとなっております。国民健康保険税の所得割は、この旧ただし書き所得を算定の基礎としております。

まず、一番左に賦課標準階層がございます。その1つ右列にはその階層に入る世帯数、その1つ右の列にはその世帯数が国保全体に占める割合をパーセンテージで示しております。

賦課標準階層の一番上のゼロの欄の世帯数は7,409世帯となっております。3つ目の列、構成比・世帯数を上から確認してまいりますと、旧ただし書き所得がゼロの階層は41.2%、次の段から98万円以下の3つの層の合計は23.6%、98万円を超えて200万円以下の層は17.3%、200万円を超え300万円以下の層は7.7%、その下から2,000万円を超える層の合計は10.2%となっております。300万円以下の層が全体の89.8%を占めているという現状です。ちなみに、旧ただし書き所得300万円を給与収入に直しますと、約480万円となるところでございます。

次に、右端から5列分の部分、色付きの部分のほうをご覧ください。この部分は現行と改定後の差分を示しております。2番目の一番下、合計で371万1,100円の調定増が見込まれ、その右隣の世帯当たりの改定年税額の平均は207円の増となっております。

次に、改定による影響のモデルケースを、別添5「国保税額計算例」によりご説明をさせていただきます。

左側は、介護分の負担がない65歳以上の年金所得がある方等のケースでございます。一方、右側は、40歳から64歳までの介護分の負担がある方で、給与所得等がある場合のケースでございます。

軽減該当も同程度のものを比較しており、一例を申し上げますと、左側の一番上、加入者1人で年金収入が153万円、そうしますと7割軽減に該当します。この場合は、改定による変更はございません。

次に、右側の一番上、加入者1人で給与収入が98万円の場合は、7割軽減に該当する場合がありますが、こちらも改定による変更はございません。

一番下の例は、課税限度額該当によるケースについてお示しております。こちらにつきましては、改定により2万円増加するということになります。

そうした内容で、各ケースの改定による変更分をご覧ください。と思っております。

説明につきましては、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

丁寧にかなり詳しいこともご紹介いただきましたが、委員の皆様から、これから質疑に入りたいと思っております。恐らく次回は、もう具体的に決めなければならなくなりますので、本日、例えば、国保制度

はかなり複雑ですので、そういったことも含めて疑問や質問、それからもちろんご意見含めていただければと思います。どなたからでも構いませんので、お手を挙げられ、お声のほうを発していただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

○委員 質問させていただきます。先ほど、インセンティブの獲得を1億9,400万円ほど見込んでいるとのご説明がありましたけれども、そのインセンティブにはどのような種類のものがあるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

インセンティブにつきましては、保険者である市の経営努力に基づきまして、都から支払われます交付金ですとか補助金になっております。

評価される指標につきましては多岐にわたるところですが、一例を申し上げますと、特定健診、保健指導の受診率ですとか、メタボリックシンドローム該当者予備軍の減少率ですとか、ジェネリック医薬品の使用促進ですとか、糖尿病等生活習慣病の重症化予防ですとか、収納率の向上などがございます。こういったそれぞれの各項目にポイントが設定されておりまして、取組を実施するとポイントが加算されて、その獲得したポイントに応じて、交付金ですとか補助金がもらえるというものでございます。

以上でございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

すごくいい質問いただきまして、この制度というのは、数年前から入ってまして、財源が1,000億円くらいあるわけですね。それを全国の市町村の取組の成果、特に住民の方、皆さん被保険者の方が、例えば、かかりつけ医を持って健診を受けてくださるとか、あるいは、もちろんちゃんと保険料を納付していただくとか、市民の方のご努力というのがかなり評価されています。

東久留米市は、前からかかりつけ医の先生がすごくご熱心で、健診の実施率も非常に高いということもありまして、事務局のほうでもし分かればですが、東京都の中で上のほう、下のほうとか、順位などの情報がもしあれば、ご紹介いただければと思います。何かございますか。

○保険年金課長 1人当たりのインセンティブの獲得の金額というところで示されているものがありますが、東久留米市は上位に位置しているという状況でございます。1位ではございませんが、上位であるという状況でございます。

○会長 ありがとうございます。

本当に東久留米市は住宅街ですけれども、割合自治会活動もありますし、数年前からですけれども、非常に高いレベルで東京の中でもありますので、やはり数億円不足している中で、今おっしゃったような額が出てくることは、非常に皆さんのためにもなるので、今後ともいろいろな活動をしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

そのほかに何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

○委員 今、インセンティブの説明の中で、収納率というのがあったと思いますが、その収納率は、東久

留米市はどれくらいの状況なのでしょうか。

○会長 こちらも、事務局よりお願いいたします。

○納税課長 過去3年間の収納率の推移でございますが、現年課税分は、令和元年度が94.6%、令和2年度が95.4%、令和3年度が95.4%となっております。多摩26市の中の順位で申しますと、令和元年度が9位、令和2年度が9位、令和3年度が14位となっております。

滞納繰越分については、同じく令和元年度が43.3%、令和2年度が47.0%、令和3年度が44.5%となっております。多摩26市の中の順位としては、令和元年度が4位、令和2年度が2位、令和3年度が4位と、こういう状況になってございます。

○会長 ありがとうございます。

○委員 2つ目ですけれども、基金のほうから1億4,500万円を投入することでしたが、基金の状況と今年度の見込みが分かれば、教えていただきたいなと思います。

○会長 お願いいたします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

基金の関係でございますが、基金の残高が、令和4年度の末の見込みで約3億2,000万円となっております。令和5年度の税率改定幅の抑制に、そのうち1億4,500万円を投入することとしておりまして、約1億7,500万円が残る見込みとなっております。

この国保税の不足分につきましては、基本的には保険税の改定で対応するのが原則でございますが、全額を改定すると被保険者さんの税の負担が急激に上がってしまうということで、例年、基金を取り崩したり、法定外繰入れを行ったりしまして、財源不足を補填しておりますが、万が一基金が枯渇し場合には、保険税を引き上げるか、一般会計から繰り入れるかと、この2つになってまいります。引上げ額を増やさざるを得なくなる状況になる可能性がございますが、現状、令和6年度、令和7年度、国保健全化計画で基金を予定しております繰入金額が1億7,500万円でございますので、その分は確保しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員 どうもありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。そのほかにもございますでしょうか。お願いいたします。

○委員 1週間ほど前に、自治会でフレイル予防体操というのをしたのですけれども、そういったものもインセンティブ獲得になるのでしょうか。

○会長 お願いします。

○保険年金課長 高齢者を対象としたものになっておりますフレイル予防は、国保に加入されている方が対象になってくるので、努力者支援のもらえるポイントには入ってきていないという状況でございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかにも何かございますか。

今回の、本当に東久留米市は、真摯に毎年保険税改定をやられていて、もちろん補助金というか、一般会計の繰入れとか基金からの取崩しというのもやられてはいるのですが、自治体によっては、本当に二、三年放置されて、いきなり税率が上がるということも中にはありまして、ここまで丁寧にやられてい

る自治体はそうはありません。非常に丁寧にやられているのですけれども、今日ぜひお考えいただきたいのは、どうしても国保の構造的に、当然財源が限られている中で、ある程度補填をしないと、さっきご説明があった4ページ目だと思いますけれども、今回の制度改正等も事務局からの提案というのは、4億円とか1億円とか、そういった市からの財源補充、いわゆる赤字繰入れといいますけれども、それから基金ですね。積み立てている基金から1億円で、合計で5億円、6億円近いお金を入れて、平均で大体1人年間123円の増額に抑えようという、こういうことなんです。

これはすごく苦しい台所事情の中で、上手にいろんな制度を組み合わせで対応していただいているんですが、例えば、本当に極端な話をすると、そういった補填をしないでここにあるように改定額を約1億2,600万円だと、それぞれ1人あたり4,000円とか5,000円になると、こういう案もある中で、ゼロではさすがにあれだけでも、抑えて123円にしていると、こういう案でございます。本当にこれで、今後国保の運営を継続していけるのか、あるいは急激にやっぱり負担増というのはよくない、またコロナ禍にあって非常に経済状態も疲弊している中で、なるべく負担を一円でも上げないようにしなければいけないということもありますので、この辺の皆さんの生活基盤ですとか、あるいは、皆さんある意味代表です。ここで決めたことが全市民の税率に反映されるという、少し慎重な立場もありますので、ぜひ皆様方から今日、どのように考えたらいいかということも含めて、ご意見とかご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○委員 今、ご意見とおっしゃってくださったので、思っていたことを発言させていただきたいと思います。生活が物すごく苦しいのは、すごくよく分かるんですね。それで、それをある程度の資金に余裕のある方が負担して差し上げるのは、もうそれはしょうがないことだとは思いますが、私、農家なので、国保に最初から入っているんですね。最初から、外で働いたことがないので、初めから国保なんですね。一生懸命払ってきて、今、60過ぎたんですけれども、まだもうちょっと払わなければいけないですし、60になったり、65になって国保に入られる方が、定年して入られる方がいっぱいいらっしゃると思うんですけれども、65過ぎると、どうしても年齢的にいろんな病気が出ていらっしゃるんですね。私も、60まではお医者さんにほとんどかからなかったんですね。それでも、やっぱり払わなければいけないから払っていて、だから結局私だけじゃなく、60過ぎれば、皆さん医療費が上がるわけですね。国保を払ってこれなかった方たちが入られて、たくさんのお金が必要になってくるわけですね。それを結局、またここで、みんなで助けましょうということは不公平な感じをすごく受けてしまって、収入が100万円までは払わなければいけない、でも、100万円医療費で払うのに、全く行っていない方たちが100万円払うってどういうこと。お医者さんに全くかからない人たちが100万円払うってどういうことって思ったりしてしまって、上限を設けるのはすごく有り難いことなんですけれども、2,000万円超えたらどうのとか、農家の場合は、収入があっても、固定資産税っていうものが高いですね。その固定資産税を取られていても、収入は2,000万円だから、それなりに払わなければいけない、所得税もすごく払わなければいけなくなって、いろんなものも削減というか、いろんな補填っていうか、そういうこともだんだんなくなってきて、もっと、幾ら払っている、幾ら税金で払っているとか、そういうことを考慮してほしいなと思ったり、2,000万円と限らないで、3,000万円、4,000万円って稼いでいらっしゃるならば、そこの先ももうちょっと、申し訳ないけれども上げていただいてもいいんじゃないかな

と思ったり、何か本当に申し訳ないなと思いつつも、幾ら稼いでも、税金に持っていかれてしまうので。

この市が嫌だったら逃げることができないんですね、農家はね。そこに居るしかないんで、どんなに何を言われても、そこに居るしかないっていうことを、ちょっと分かっていたきたいなと思ってしまいました。

○会長 ありがとうございます。

すごく今、貴重なご意見で、実は、国保の制度というのは非常に1つ複雑だというのがあって、本当に客観的な情報ですけれども、実は、国民健康保険というのは、どうしても高齢者が比較的多い保険だということで、実は、例えば、健保組合とか、あるいは、私は共済組合というところに入っていますけれども、あとは中小企業の方が入っている協会けんぽというのがあって、そういうところから、実はめぐりめぐって支援金というのを払ったり、そういった制度的なお金を全部国保に移し替えている部分があるんですね。だから、もちろん、国保に退職して入られている方が、いきなり病気になって使うということもあるんですが、実は皆さん、国保の方には、被用者保険ですね、健保組合などから皆さんの補助金が、間接的に物すごい出ているんですね。

それから、2つ目は、さっきの繰入れという制度があって、これは東京都だけではなくて、全国の都道府県でも、やはり市の税収の中から一部を国保の方のために繰り入れているんですね。だから、要は、国保の方だけじゃなくて、一般のサラリーマンの方が税金を納めた中から、実は国保に補填をしているという部分もあるんで、実は国保の方が損しているという、必ずしもそれだけではないんです。

だから、日本の制度というのは、国民皆保険ですばらしいんですけども、それぞれ制度で調整を、特徴がある分調整をしているので、どこが一概に負担をしているというわけではないので、そこはまたご理解をいただけるといいかなと思うのですが、今の意見は非常に貴重で、ただ、国保の被保険者の皆さん、今回123円というのは、高いか低いかというのはもちろんあるのですが、ただ、負担が増えるということに対して、疑問とか、また上がるのかって当然思われると思うので、そういうことをぜひ、皆さん市民の代表の方からも、実はこういう難しい台所状態の中でやった制度なんだよとか、あるいは、国保だけが損をしているわけではなくて、ただ、東久留米市というのは、本当にかかりつけ医の先生と住民の方の努力、また市の施策で、2億円近くインセンティブが入っていたりとか、そういったすばらしい取組もあるので、そういうことを皆さんもぜひ共有を、市からも広報していただきたいんですが、皆さん方が語るということというのは、多分響くと思うんですね。そういうご理解をいただいた上で、またご周知をいただけるといいなと思います。

ありがとうございます。

事務局の皆様から何かコメントございますでしょうか。広報という点も、もしできれば教えていただければなと思います。

○保険年金課長 会長からお話があったとおりなんですけれども、要するに、やっぱり高齢になってくると病院にかかる回数も多くなっていくというところで、インセンティブの中には、重症化を予防するとか、そういった重症化しないための取組ということを同時に進めていって、なるべく医療費を上げないようという取組も、市としてはこれからも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかに、何かご意見あるいはご質問ございますでしょうか。

皆さん、よくご理解いただいているところもたくさんあると思うんですけども、大体よろしかったでしょうか。

そうしましたら確認ですけれども、今回、もちろん個々の税額というのはだんだん上がっていくわけですが、一般会計の繰入れ、それから基金からの取崩し含めて、ある程度、なるべく皆さんの増額にならないようにと、年間で1人当たり平均で123円の増額というところでご提案をいただいたところでございます、という理解でよろしいでしょうか。

それでは、こちらのあたりでご意見の集約を図りたいと思います。もちろん、いろんな考え方あるんですけども、ほぼ事務局からのご提案で取りまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

ここで、挙手で採決をとということで、今回の保険税、料率等の改定について、事務局のご説明のとおり、ご賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございます。

それでは、挙手全員ということでございますので、事務局のほうで、この案に基づいて答申の案をまとめていただければと思います。次回は、その答申案についてご審議をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

---

#### ◎条例及び規定の改定について

○会長 それでは、続きまして、議題（2）条例及び規則の改正について、内容の説明をまずお願いいたします。

○国民健康保険係長 私より、議題の2、条例及び規則の改正について、東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例、あと東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2-1をご準備ください。

こちらは、次の市議会定例会への議案上程を予定している案件でございます。

内容でございますが、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額の規定を整備する必要があります。令和5年4月1日に同政令が施行されることに伴いまして、東久留米市国民健康保険条例に規定される金額を、40万8,000円から48万8,000円に改めるものとなっております。なお、これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の合計額は50万円となるものがございます。

資料2-1については以上でございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

資料2-2は、被保険者が、市内に2か所ございます公衆浴場を利用する際に、約半額を補助してご

ございますが、その公衆浴場の料金が、東京都の統制額が20円値上がりされたことに伴いまして、各年齢区分の補助金額を10円ずつ引き上げるものとなっております。こちらも4月1日からの施行の予定でございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○会長 ご説明いただきましてありがとうございます。

では、この件につきまして、何かご質問などある方は挙手、ご発言をお願いいたします。

お願いいたします。

○委員 元気回復施設の銭湯の利用の件ですが、補助金額を10円ずつ引き上げるということなんですけれども、そもそもその事業の全体を教えてください。

○会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○国民健康保険係長 ご質問ありがとうございます。

この事業の概要ですけれども、東久留米市で、国民健康保険に加入している皆さんの健康保持、増進を目的として、市内の公衆浴場と元気回復施設の契約を結んでいるものでございます。

利用方法としては、申込書に必要事項を記入していただき、被保険者証と一緒に保険年金課に提出していただきまして、その利用券を受け取っていただきます。その後、元気回復施設を利用するときに、受け取った利用券を提出していただくと、通常の利用料金から約半額の補助金額を差し引いた額でお風呂に入れますということになっております。2か所の対象施設ですけれども、東本町の源の湯さん、幸町の第二喜多の湯さんの2か所となっております。

なお、今年度の実績ですけれども、1月17日時点で136件の申請をいただいております。その利用券を使って、皆様ご利用いただいているところとなっております。

概要としては以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

銭湯を利用する方というのは、大体毎日行く方が多いですよ。そのたびに、窓口のほうに行かれるんですか。

○会長 お願いします。

○国民健康保険係長 1回につき、年間で5枚が上限になっています。5枚上限で出して、年間いつ使ってもいいですよというふうになっています。年間5枚分で、136件の申請をいただいているということでございます。

以上です。

○委員 分かりました、ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

本当に、我々なかなか気がつかない制度とかサービスもあるかもしれないですね。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○委員 すみません、先ほど発言すべきだったかと思ったのですが、国保税改定に対しての1人当たりの引上げ額というところで、ご提案の内容には賛成ということで全く問題ないのですが、今

朝、市のほうからメールで、資料の差し替えというのが来てまして、その資料の差し替えで、資料1の4ページ目のところが、金額が変わっているというメールが来ていたかと思いますが、金額が変わっている新しい資料によりますと、1人当たり年平均約139円の増額となっていたのですけれども、ちょっとそこのところの金額の確認をさせていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

○保険年金課長 大変申し訳ございません。こちらが、本日差し替えをお願いしたところでございまして、委員ご指摘のとおり、今回、差し替え後で正しい1人当たりの引上げ額は139円となっております。

以上でございます。

○会長 委員、ありがとうございました。

○委員 ありがとうございます。

○会長 その他はいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員 先ほどの出産育児一時金が8万円ほど引き上げということでしたが、令和5年度はどれくらいの対象者がいるのかと、あと、財源はどのようにになっているのか、教えていただければと思います。

○会長 お願いいたします。

○国民健康保険係長 ご質問ありがとうございます。

出産育児一時金については、令和5年度の見込みとして約80件と考えて、今予算措置を検討しているところでございます。また、あと引上げ分の8万円分についてですけれども、厚生労働省の通知によりますと、その3分の2を国の地方交付税措置、国のほうから手当てされるという予定となっております。

なお、令和5年度については、この1件当たりさらに5,000円の追加補助というのも国のほうから通知が来ておりますので、財源的にはそのように通達されているところでございます。

以上となります。

○会長 ありがとうございました。そのほかにもございますでしょうか。

---

#### ◎その他

○会長 それでは、以上とさせていただきます。その他として、事務局から追加でございますでしょうか。

○保険年金課長 事務局から1点ございます。

次回、来週、1月26日が第3回の運営協議会となります。既にご案内のほうは送付させていただいているとは思いますが、資料につきましては、週明けを目途に送らせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○会長 それでは、これもちまして、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

(午後6時39分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和5年1月19日

会 長            古 井 祐 司

署名委員        山 崎 紀 子

署名委員        西 尾 龍 太

署名委員        橋   豊 子